

「南相馬市健康福祉センター」指定管理業務仕様書

令和8年7月
南 相 馬 市

南相馬市健康福祉センターヘルストロン保守点検業務仕様書

1. 業務名 南相馬市健康福祉センターヘルストロン保守点検業務委託
2. 目的 南相馬市健康福祉センター内に設置してあるヘルストロン装置を安全かつ良好な状態に保つため、点検表に基づいて保守点検業務を委託する。
3. 業務場所 南相馬市健康福祉センター
4. 業務期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
5. ヘルストロン点検項目（作業内容）
 - (1) 前面パネル
 - 電源スイッチの作動確認
 - 出力電圧調整つまみの作動確認
 - 出力電圧計の指針確認
 - タイマーツマミの作動確認及び位置確認
 - パイロットランプの点灯確認
 - (2) 外回り
 - 高圧出力碍子（差込口部）の点検
 - ヒューズの点検
 - ケース本体の点検（本体カバーを含む）
 - コントロールボックスの位置確認
 - (3) 付属部品
 - 電源コード2Pコネクタ部のゆるみ・半田状態
 - 本体接続コード3Pゆるみの確認
 - 高圧コード劣化及び放電状態
 - 電源コードの劣化及び断線
 - 対電極コードの確認
 - 接続コード（オス・メス）の劣化及び差込状態
 - 高圧コードホルダーの点検
 - 業務用ヘルストロンラック締付の確認
 - 椅子カバーの破損、有無の確認
 - 対電極コードと本体ターミナル締付
 - (4) 通電設備
 - 高圧コードと通電台との接続部締付
 - 通電台上部放電状態の点検
 - 通電台、絶縁台各部締付の点検
 - 各碍子及びゴム皿の点検
 - 通電用椅子の点検
 - 通電台と絶縁台のすき間の確認
 - 対電極アーム締付及びコード接続部分
 - (5) 電気関係
 - 通電状態点検
 - 出力電圧測定値点検
 - 電源電圧測定値点検
 - 絶縁状態確認

警備業務仕様書

下記施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保するため、次のとおり仕様を定める。

記

1. 委 託 名 警備業務委託
2. 委託箇所 南相馬市健康福祉センター
3. 委託期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
4. 業務内容等
 - (1) 警備任務
火災、盗難及び不良行為の拡大防止。
事故確知時における関係先への通報連絡。
警備報告書の提出。(毎月)
 - (2) 警備方法
機械警備とする。
特にやむを得ない事情により機械警備を実施できない場合は、変更事由を文書により提出し、承認を得て当該警備に変わる警備を行うものとする。
 - (3) 警備期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
 - (4) 警備時間
警備は24時間実施するものとする。(但し、使用時間は除く)
上記において使用時間とは、施設使用者からの警備装置作動解除の信号を受けた時に始まり、警備装置作動開始の信号を受けるまでの時間とする。
 - (5) 警備機械の整備
受託者は受託者の使用する機械設備その他の器具を設置し、委託者に貸与し、委託者の専有に属するものとする。
受託者は警備機械設備に関し、正常な機能を維持するため保守点検を行い常に正常作動を確認し、万一警備機械の故障により異状を生じたときは遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに機器の復旧を行うこと。
警備機器の設置及び撤去に要する費用は受託者の負担とする。
 - (6) 警備体制条件
警備業務時間中、当該警報機により感知される異状の有無を委託者の定める管制本部に専用回線若しくは一般回線を通じ、自動的に通報するものとする。
受託者は警備業務時間中、管制担当員を定め、施設の異状の察知を間断なく行い警備の安全を確立すること。
受託者は警備業務時間中前項により施設に異状事態が発生したことを知った時、遅滞なく警備員を当該物件に急行せしめ、異状事態の確認を行い必要な処置を講ずること。
受託者は異常事態の確認を行い二酸化炭素等のガス消化設備その他人命に影響を及ぼす設備の作動または異臭発生その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関及びその他緊急連絡先に連絡するものとし、その後の異常の有無の点検、警報機器の操作、ガス消化設備等の操作及び鍵の解錠等を行わないものとする。
受託者は上記異常事態が発生した場合、出動した消防機関に対する当該物件の最終入り口までの誘導、第三者の当該物件への入場の制止、可能な限りの初期消火を行うものとする。
 - (7) 人事、指揮運営
警備実施上必要な権限は受託者に付与する。
警備員の人事並びに警備に関する指揮、運営は受託者が行う。

6．事故報告

事故発生の際はすみやかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

7．損害賠償

- (1) 受託者は警備業務遂行中、受託者の過失（債務不履行の他、受託者の従業員の過失及び不法行為に関する受託者の使用者過失責任を含む。）により生じた委託者の損害については、下記賠償額を限度として保険により委託者に対し、その損害を補償するものとする。
- (2) 前項賠償限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。
- (3) 前1，2項の委託者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者が前期通告を怠ったときは、受託者は委託者に対する損害賠償又は補償の責を免れる。

8．鍵の預託

警備実施に必要な鍵は両者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い保管すること。

9．個人情報の取り扱い

この業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

10．環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

11．その他

業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の秘密保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職した後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の制限）

第3 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。

（個人情報の複写及び複製の禁止）

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報を複写及び複製してはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 乙は、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報が記載された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

（事故発生時における報告）

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除の措置及び損害賠償）

第8 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

注1 「甲」は実施機関を「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に即し、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。

消防用設備保守点検仕様書

1. 委託対象施設 南相馬市健康福祉センター

- (1) 委託名 消防用設備保守点検業務委託
(2) 委託期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
(3) 委託場所 南相馬市健康福祉センター

2. 保守の基準 消防用設備について定期点検若しくは随時点検を行い、設備機能を常に万全な状態に維持するものとする。

3. 保守の要領 定期保守点検は定期巡回方式とし、下記のとおり行うものとするが、設置者から異常発生等による要請があった場合は随時点検を行うものとする。

点検区分	点検実施の回数	摘 要
総合点検	年度中に2回	
機器点検	年度中に2回	

4. 点検実施の予告 受託者は、点検実施日を予め委託者に連絡するものとする。

5. 設置者への助言 受託者は、保守点検等の際に判明した故障原因等設置者の管理上必要と認める事項について、その都度助言と指導を行うものとする。

6. 点検消防設備 保守点検すべき主な設備は次のとおりとする。

設 備 名	数量
消火器	一式
自動火災報知設備	一式
誘導灯・誘導標識	一式
非常放送設備	一式
火災通報装置設備	一式
パッケージ型消火設備	一式

7. 点検以外の業務

受託者は、消防用設備に異常が発生し委託者から依頼のあった場合、遅滞なく修繕の実施等正常な機能への復旧に努めるものとする。また、その際に要した費用（修繕費、消火液補充代等）については、別途委託者へ請求するものとする。

但し、火災、地震、落雷等天変地変その他委託者の都合による時は、相互に協議するものとする。

8. 保守の点検 保守点検の内容は次のとおりとする。

- (1) 破損、変形の有無、その他外観的事項の点検
(2) 作動試験、性能試験、その他総合的事項の点検
(3) 障害の修復

9. 損害賠償責任

受託者は業務中、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、直接、委託者又は第三者に対し損害賠償の責任を負うものとする。

10. 損害賠償の額

損害賠償の限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。なお、限度額を超える部分については、法令又は社会通念に照らし、相互協議の上定めるものとする。

11. 損害賠償の請求

委託者又は第三者の損害賠償の請求は、その損害を知った日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者又は第三者が前記通告を怠ったときは、受託者は委託者又

は第三者に対する損害賠償又は補償の責は免れる。

1 2 . 環境への配慮

南相馬市役所の環境マネジメントシステム活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

1 3 . 協議

業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。

受水槽清掃及び水質検査業務委託仕様書

本仕様書は、南相馬市健康福祉センター受水槽清掃及び水質検査業務の委託について、次のとおり定めたものである。

1．業務名

南相馬市健康福祉センター受水槽清掃及び水質検査業務委託

2．業務場所

南相馬市健康福祉センター（南相馬市原町区小川町 6 6 8 番地の 1）

3．委託内容

水道法第 3 4 条の 2 第 2 項及び水道法施行規則第 5 6 条の定期検査の規定に基づき、下記のとおり南相馬市健康福祉センター内の受水槽を清掃及び水質検査を行い、飲料水の衛生的な供給の確保を図る。

名 称	摘 要	数 量
2 槽式 FRP 製パネルタンク	2.0×2.5×2H*2 槽 (有効容量 9 m ³)	1 式
準簡易専用水道水水質検査	年 1 回	1 式

5．完了報告

受託者は、委託業務完了後、委託業務完了届及び実施前と実施後の写真を添え、文書で委託者に完了の報告を行うものとする。

6．その他

- (1) 点検日を記載した「日程表」を契約担当者まで提出する。
- (2) 当該業務に係る一切の経費は受託者の負担とする。
- (3) 業務中の事故その他については、受託者の責任において処理し、速やかに委託者に報告すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については両者協議のうえ、決定する。

7．環境への配慮

南相馬市役所の環境マネジメントシステム活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

自家用電気工作物保安管理仕様書

本仕様書は、南相馬市健康福祉センターにおける自家用電気工作物保安管理業務について次のとおり定める。

1 委託対象施設

南相馬市健康福祉センター（南相馬市原町区小川町 6 6 8 番地の 1）

2 委託設備概要

需要設備容量 2 0 0 K V A

3 委託期間

自 令和 9 年 4 月 1 日

至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日

4 定例業務

定例業務は次によるものとする。

- (1) 対象とする自家用電気工作物の維持及び運用について、日常巡視等の結果を問診により確認の上、保安規定に定める定期的な巡視、点検及び測定・試験を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について指示又は助言を行うものとする。
 - ・ 月次点検 1 か月 1 回
 - ・ 年次点検 1 年 1 回（定期検査と併せて実施）
 - ・ 臨時点検 必要の都度（障害発生時等）
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある連絡を受けた場合は、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規制に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示を行うものとする。
- (3) 電気事業法第 1 0 7 条第 3 項に規定する立入検査の立会を行うものとする。

5 定例業務以外の業務

定例業務以外の業務は次によるものとする。

- (1) 非常用予備発電装置を他から移動して設置する場合は、委託者は受託者の検査及び指導を得て運転を行うものとする。
- (2) 定例業務以外の業務は、工事中の点検、竣工検査、官庁への手続業務、技術業務及びその他業務をいうものとする。

6 手数料

- (1) 定例業務の手数料は、受託者の定める手数料細則に定めるところによるものとする。
- (2) 上記の他、定例業務以外の業務は、定例業務手数料とは別に手数料と消費税等を申し受けて行うものとする。

7 手数料の変更

経済情勢の変動その他やむを得ない事由がある場合は、委託者、受託者協議のうえ、保安業務手数料を変更するものとする。

8 その他

本仕様書に定めていない事項が生じた場合は、その都度委託者、受託者協議するものと

する。

9 環境への配慮

南相馬市役所の環境マネジメントシステム活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

自動扉開閉装置保守点検業務仕様書

1. 委 託 名 自動扉開閉装置保守点検業務委託
2. 委託箇所 南相馬市健康福祉センター（南相馬市原町区小川町 6 6 8 番地の 1 ）
3. 委託期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで
4. 仕 様
自動扉開閉装置概要

施 設 名	設 備 概 要			
	開閉方式	機 種	付属機器	台 数
南相馬市健康福祉センター	引き分け	ナブコシステム VS-150	一式	1
	片引き	ナブコシステム VS-85	一式	1

5. 業務内容等
 - (1) 本業務は、自動扉開閉装置を正常かつ円滑に使用でき、良好な開閉状態を維持できるよう、機械各部の保守点検を実施するものとする。
 - (2) 点検回数は、年 3 回とする。
なお、実施時期については、委託者と協議の上決定すること。
 - (3) 本業務の内容は次のとおりとする。
異常有無の点検
機器の清掃、注油及び一般調整
機器の自然損耗部品の修復、部品交換及び調整
機器の障害の修復及び分解整備
その他委託者が必要とするもの（ただし、別途費用を要するものを除く。）
 - (4) 本業務の実施にあたっては、業務に従事する技術者について、資格証等の写しを施設管理者に提出し、担当職員の承諾を受けること。
また、業務を行う場合は、身分証明書を携行すること。
 - (5) 業務の責任者は、点検終了後に業務報告書を作成し、施設管理者に提出すること。
 - (6) 保守点検の結果、異常と判断される場合は、施設管理者に速やかに連絡するとともに、必要に応じ応急措置等について指導、助言を行うものとする。
 - (7) その他の詳細な事項については、委託者の指示により実施するものとする。

6. 環境への配慮
南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

一般廃棄物収集運搬業務仕様書

南相馬市健康福祉センターから排出される廃棄物収集運搬業務は、次の仕様により行うものとする。
なお、この仕様は業務の概要を列記したもので、詳細な部分については係員の指示により誠実をもって実施すること。

記

1. 委 託 名 廃棄物収集運搬業務委託
2. 委託箇所 南相馬市健康福祉センター（南相馬市原町区小川町 6 6 8 番地の 1 ）
3. 委託期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで
4. 業務内容
(1) 収集する廃棄物の種類

収集する廃棄物については、下記の区分に従い収集するものとする。

収集の区分	分別の区分（委託者により分別）
可燃物	資源ごみとして分類される紙類、ペットボトル、白トレイを除く
不燃物	資源ごみとして分別収集する缶類、瓶類を除く
瓶類	ビール瓶、一升瓶を除く
缶類	燃料用缶、缶詰、のり缶等
ペットボトル	リサイクルマーク 1 の記載のあるペットボトル
白トレイ	リサイクルマーク 6 の記載のある白色トレイ
古紙類	新聞、チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙類

- (2) 収集方法
分別された可燃ごみ・不燃ごみを毎週 2 回収すること。
ただし、収集日が振替休日及び祝日にあたり、次の収集日まで日数がある場合には、状況に応じ収集すること。
 - (3) 収集物の運搬先
収集した廃棄物は、下記の区分に従い搬入すること。
クリーン原町センター：可燃物、不燃物
リサイクルプラザ：缶類、瓶類、ペットボトル、白トレイ、古紙類
5. 業務実施基準
- (1) 関係法令の遵守
一般廃棄物収集運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例、同規則」を遵守し、業務の重要性及び公共性を認識し、最も適切な方法で行うこと。
 - (2) 受託資格
当該業務を受託する者は、「貨物自動車運送事業法」に基づく業の許可を受けた者若しくは申請中で取得見込みの者でなければならない。
6. 交通安全の確保
- 廃棄物収集運搬業務中は、交通安全と円滑な通行に努めるとともに、児童生徒はもとより一般人の通行に支障のないよう細心の注意を払い、交通事故防止に努める

こと。

7．秘密の保持

本業務上知り得た秘密は、一切他に漏らしてはならない。

8．環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

9．その他

業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。

清掃業務委託仕様書

本仕様書は、南相馬市健康福祉センター清掃業務委託について定めたものであり、受託者は本仕様書に基づき誠実に業務遂行に努めるものとする。

記

- 1 委託名
南相馬市健康福祉センター清掃業務委託
- 2 委託場所
南相馬市健康福祉センター（南相馬市原町区小川町 6 6 8 番地の 1）
- 3 委託期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務内容等
(1) 業務内容
各施設の床及び窓ガラスの清掃
 - ・床：洗淨、ワックスがけ
 - ・窓ガラス：全面清掃
- 5 環境への配慮
南相馬市の環境マネジメント活動について理解し、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。
- 6 損害の賠償
受託者の債務不履行または過失及び不法行為により生じた損害については、委託者に賠償するものとする。
- 7 本仕様書に明記されていない事項が生じた場合は、両者協議の上決定するものとする。

鼠・害虫点検駆除業務委託

この仕様書は、南相馬市健康福祉センターのねずみ、昆虫等の発生及び侵入の防止と駆除を行い、建築物における衛生環境の確保を図ることを目的とする。

1．委託施設及び場所

南相馬市健康福祉センター（南相馬市原町区小川町 6 6 8 番地の 1 ）

2．委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

3．実施方法

使用薬剤及び機器については、実施計画書を提出し承認を受けるものとする。

定期防除については、年 1 回以上実施とする。

防除作業は、防除計画に基づき有効かつ安全に行い終了後実施作業記録書を作成し、委託者及び委託者の指定する建築物環境衛生管理技術者の確認を受けなければならない。

効果判定を実施し、効果が認められない場合は、再施工すること。

業務実施にあたり、受託者は委託者及び委託者の指定する建築物環境衛生管理技術者の指示を受け業務の具体的な方法について十分熟知のうえ、業務を行なければならない。

4．報告書の作成及び提出

業務終了後は業務報告書を作成し、施設管理担当者に提出すること。

5．その他

業務にあたり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等関係法令を遵守し、駆除効果と安全性の確保に努めるものとする。

なお、本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ決定する。

6．環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

屋外遊具点検業務委託

1. 件 名

南相馬市健康福祉センター屋外遊具点検業務委託

2. 履行場所

南相馬市原町区小川町 6 6 8 番地の 1 (南相馬市健康福祉センター)

3. 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

4. 委託内容

公園内の遊具を専門技術者 ((社)日本公園施設業協会認定 公園施設製品 全管理士、公園施設製品整備技士) により目視や打診、または用具・測 定器具を使用して作動、変形などの異常を調べ、劣化判定と診断を行う。

(1) 対象物件 屋外遊具 一式

(2) 点検内容

遊具の点検作業は原則として(社)日本公園施設業協会『遊具の安全に関する基準 (J P F A - S P - s : 2 0 2 4) 』に基づいて行う。

点検に際しては、点検対象となる遊具の特性を十分把握し行う。

点検に際しては、点検表、ノギス、カメラその他の器具を携行し、確実な点検を行う。

(3) 写真撮影 以下の内容について写真を撮影する。

遊具の設置状況、劣化状況がわかる写真 (全箇所)

基準を満たさない遊具の状況がわかる写真 (全箇所)

(4) その他

点検と同時にボルト・ナット類の締め付けやグリスアップなどの簡易作業を行う。

診断時、継続使用ができない程度の劣化状況にある遊具については、即時に使用禁止措置を講じること

5. その他 本仕様書に記載のない事項は、担当者と十分協議し定めるものとする。

スポーツ器具保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、南相馬市健康福祉センターに設置されているスポーツ器具を安全かつ正常な状態で使用できるよう、保守点検業務を委託するために必要な事項を下記のとおり定める。

1. 委託名称
南相馬市健康福祉センタースポーツ器具保守点検業務委託
2. 委託場所
南相馬市健康福祉センター（南相馬市原町区小川町 6 6 8 番地の 1）
3. 委託期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで
4. 業務内容
南相馬市健康福祉センター内のスポーツ器具一式について、正常かつ円滑に使用できるよう、器具各部の保守点検を実施するものとする。
(2) 点検回数は、年 1 回とする。
なお、実施時期については、施設管理者と協議の上決定すること。
(3) 本業務の内容は次のとおりとする。
異常有無の点検
器具の清掃、注油及び一般調整
器具の自然損耗部品の修復、部品交換及び調整
器具の障害の修復及び分解整備
その他委託者が必要とするもの（ただし、別途費用を要するものを除く。）
(5) 業務の責任者は、点検終了後に業務報告書を作成し、施設管理者に提出すること。
(6) 保守点検の結果、異常と判断される場合は、施設管理者に速やかに連絡するとともに、必要に応じ応急措置等について指導、助言を行うものとする。
(7) その他の詳細な事項については、委託者の指示により実施するものとする。
5. その他
本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ決定する。
6. 環境への配慮
南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

防火対象物定期点検業務仕様書

1. 業 務 名 南相馬市健康福祉センター防火対象物定期点検
2. 納 期 限 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
3. 対 象 施 設 南相馬市健康福祉センター（南相馬市原町区小川町668番地の1）
4. 点 検 内 容 消防法第8条の2の2に定められている防火対象物定期点検報告制度に基づく点検を行い、消防署長及び委託者へその結果を報告する。
点検回数は、年1回とする。
5. 点検実施の予告 受託者は点検実施日を予め委託者に連絡するものとする。
6. 設置者への助言 受託者は、点検の際に判明した故障原因等設置者の管理上必要と認める事項について、委託者へその都度助言と指導を行うものとする。
7. 損害賠償責任
受託者は業務中、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、直接、委託者又は第三者に対し損害賠償の責任を負うものとする。
8. 損害賠償の額
損害賠償の限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。なお、限度額を超える部分については、法令又は社会通念に照らし、相互協議の上定めるものとする。
9. 損害賠償の請求
委託者又は第三者の損害賠償の請求は、その損害を知った日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者又は第三者が前記通告を怠ったときは、受託者は委託者又は第三者に対する損害賠償又は補償の責は免れる。
10. 環境への配慮
南相馬市役所の環境マネジメントシステム活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。
11. 協議
この仕様書に定められていない事項については、両者協議の上決定することとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の秘密保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職した後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の制限）

第3 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。

（個人情報の複写及び複製の禁止）

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報を複写及び複製をしてはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 乙は、業務を行うために甲から提供を受けた個人情報が記載された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

（事故発生時における報告）

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除の措置及び損害賠償）

第8 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

注1 「甲」は実施機関を「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に即し、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。